

## 連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 66 回 官公庁の DX と制度見直し

神奈川県庁 岩崎 和隆

### 1 はじめに

官民ともに、DX を行うときに、制度（民間企業では業務）をどこまで見直すか、様々な考えがあるのではないのでしょうか。

このテーマについては、本連載の第 50 回<sup>\*1</sup>で採り上げ、私は「IT 起点で制度や業務をデザインする必要性」を主張しました。今回は、官公庁において、DX で制度をどこまで見直すのがよいのか、私の考えを説明いたします。

なお、民間企業の方は制度を業務と置き換えて読んでくださるとありがたいです。

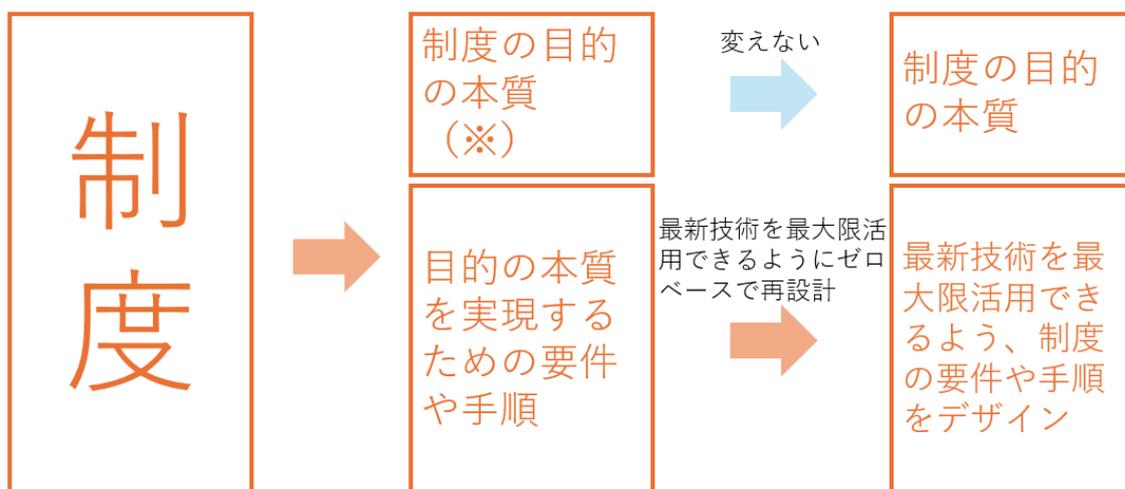
### 2 IT 担当と制度担当のよくある対立

既存の制度をそのままにしてコンピュータ・システムを導入すると非効率になる、というの、多くの IT 担当の共通認識ではないのでしょうか。これに対し、制度担当の方からは、「IT は制度を実現する手段にすぎない。制度を忠実に IT で実現すべきだ」という意見を伺うことがあります。

私は、以前は制度担当の意見が間違っていると考えていたのですが、今では、制度担当の指摘のとおり、確かに、IT は年々強力になっているとはいえ、手段に過ぎないと考えようになりました。しかしながら、IT 担当の意見も間違っていない。では、何が妥当なのでしょう。

### 3 DX と制度見直しの関係

これについての私なりの結論が、次の図 1 「DX と制度見直し」です。



※ 本質を掘り下げて検討する必要があります

図 1 DX と制度見直し

この図が本稿のすべてなので、これで理解できた、と言う方は、後を読まなくても大丈夫なのですが、さすがにこれだけでは理解しづらいので、本稿ではこの図の解説をします。

制度と言われているものが、実は、制度の目的の本質と、その目的の本質を実現するための要件や手順に分かれています。前者は DX で見直してはいけないもの、後者は見直してよいものです。民間企業では、前者に自社の競争力となっているものが含まれるのではないのでしょうか。

官公庁の話に戻ります。官公庁における典型的な制度である法律では、条文が目的と、目的を実現するための要件や手順に分かれています。法律では、一般的には第 1 条に当該法律を制定する目的が記されています。児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 1 条には次のことが記されています。

（目的）

第 1 条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

そして、第 4 条で次のように支給要件が定められています。これは、図 1 の要件に該当します。

(支給要件)

第 4 条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの

(以下略)

第 6 条では児童手当の額を規定しており、これも図 1 の要件に該当します。

また、第 7 条では認定について定められています。これは、図 1 の手順に該当します。

(認定)

第 7 条 児童手当の支給要件に該当する者（中略）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

(以下略)

第 8 条は支給及び支払について規定しており、これも図 1 の手順に該当します。

さらに、第 1 条をよく見ると、「子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」と規定しています。この規定から児童手当という制度自体が、下線部の目的に対する手段であることが分かります。図 1 では、児童手当という制度自体が要件や手順に該当することになります。

DX と制度見直しに立ち戻ると、「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」施策を実施するということについては、DX 担当や DX 研究者がとやかく言う話ではありません（もっとも、DX 担当や DX 研究者がその立場を離れて国民として意見を言うことは適切です。）。

ゆえに、DX 担当や DX 研究者としては、家庭等云々の施策を与件と考える必要があります。その上で、その手段として最新技術を最大限活用したらどういう要件や手順が考えられるかについては、DX 担当や DX 研究者が多いに意見を述べればよいと考えます。

たとえば、現行の児童手当法では、受給資格者が市区町村に申請しないと児童手当が給付されませんが、制度の目的の本質に照らせば、見直してよいものとなります。そもそも、児童手当という制度自体も、制度の目的の本質に照らせば、手段でしかありません。

#### 4 (補足) 制度の目的の本質を掘り下げる

制度の目的の本質を掘り下げると、父母など子を養育している者に手当を給付することすら手段にすぎなくなります。このことが示すように、制度の目的の本質は、制度の奥深くにあります。そのため、制度の目的を表面的にとらえることなく、制度の目的の本質をよく掘り下げて検討する必要があります。

#### 5 まとめにかえて

DX を行うとき、見直せない制度は、制度の目的の本質であり、それは制度の中ではほんの一部にすぎません。IT 担当などで制度を聖域なく見直すべき、と主張している方であっても、「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」施策の実施可否は見直さないことを自明としていたと考えられます。ちなみに、私自身は自明と考えておりました。

官公庁では、制度の目的の本質を尊重しつつ、最新技術を最大限活用できるよう、制度の要件や手順をデザインし、国民、住民、企業の利便性を向上するとともに、業務の効率化を図る必要があると考えます。それが官公庁における真の DX なのではないでしょうか。

#### 6 おわりに

##### (1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げます。

##### (2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap (国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧) の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ (最初に表示されるページ) に私への連絡方法を掲載しています。

##### (3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

今年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査 (代表) をしております。昨年 8 月から今月までに 6 回開催いたしました。今回は、3 月 15 日 (土) にオンラインで開催予定です。ご興味のある方は「官公庁 4.0 研究会」で検索してください。

※1) 岩崎和隆, “IT 起点で制度や業務をデザインする必要性”,  
<https://www.issj.net/mm/mm18/07/mm1807-gk-gk.pdf> 参照 2025-2-21, 情報システム学  
会メールマガジン, No. 18-07, 2023.